

令和5年度予算概算要求に係る政策アセスメントについて

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部変更）に基づき、令和5年度予算概算要求にあたって、予算概算要求に係る以下の2件の施策について評価を実施した。個別の評価結果は別添のとおりである。

1	建築 BIM 活用総合推進事業の創設
2	海外における水災害リスク評価実施普及のための経費

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建築BIM活用総合推進事業の創設	担当 課長名	住宅局建築指導課 課長 宿本尚吾
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>BIM (Building Information Modeling) とは、3次元の形状情報に加え、属性情報を併せ持つ建物モデルをデジタル上に構築するシステムであり、設計・施工・維持管理といった建築生産のプロセスを横断してデータを連携・蓄積・活用することが出来る、建築分野のデジタル・インフラである。</p> <p>少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地球温暖化、災害の激甚化・頻発化等の社会課題を解決するため、BIMの活用を通じ、建築生産に関する業務の「生産性の向上」及び建築物の「質の向上」を図ることを目的として、建築分野のBIMの社会実装の加速化に向けた重点取組事項に係る検討・検証を行う民間事業者等の取組に対して、国から事業費の補助を実施して支援を行う。</p> <p>【予算要求額：350百万円】</p>		
	<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p>	
	<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>	
	<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>BIMを導入している事業者の割合（70%・令和7年）</p>	
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>設計・施工・維持管理団体に所属する民間事業者に対するアンケート（令和2年国土交通省実施）によると、BIMを導入している事業者は全体で約46%であり、社会実装は始まっているものの、社会全体での活用には至っておらず、設計のみ・施工のみ・大手企業のみに限定的な活用に留まっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>一定以上の建築物の着工に際し必要な行政手続きである「建築確認」においてBIMによる申請の受付が可能となっていないことや、BIMの活用習熟までの初期投資がネックとなり、BIMの導入が進まない状況にある。また、BIMの活用により建築物の生産性及び質を向上させるためには、設計・施工・維持管理といったプロセスを横断して情報を連携・蓄積・活用することが重要であるが、現状では、BIMを導入している各事業者が個別にルールを定めて利用しており事業者間のデータ連携が円滑ではないこと、維持管理段階での活用方法が明確でないことから、プロセスを横断した活用が円滑に行われていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するためには、BIMによる建築確認の審査環境整備、プロセス間の横断的活用を円滑化するための環境整備、維持管理段階における利用促進、中小事業者における活用促進が重要であり、これらに対応する基盤を</p>		

	<p>整備することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するために重要である、以下の取組を行う民間事業者等に対して、国から事業費の補助を実施して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○BIMによる建築確認の審査環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 審査用のシステム等の検証・整備 ○プロセス間の横断的活用を円滑化するための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 異なるソフト間で共有可能なデータ構造の検証等 ○維持管理段階における利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運用段階におけるBIMの有効活用方策等の検証 ○中小事業者における活用促進 <ul style="list-style-type: none"> BIM導入ノウハウ等の検証
国の関与	<p>建築分野におけるBIMの社会実装の加速化にあたっては、設計・施工・維持管理といった分野を横断した関係主体との調整が発生すること、事業の成果を広く周知し、多くの民間事業者、特定行政庁、確認審査機関等において環境整備が行われることが必要であるため、民間事業者との連携を図りつつ、国が関与して施策を推進することが必要である。</p>
施策等の効率性	<p>国が関与して建築分野におけるBIMの社会実装の加速化に係る基盤整備・普及啓発を行うことで、多くの民間事業者において建築分野におけるBIMの活用が図られ、建築生産のプロセスを横断したデータの連携・蓄積・活用により、生産性向上や新たなサービスの創出につながるため、費用に見合った効果が見込まれる。</p>
代替案との比較	<p>建築分野におけるBIMの社会実装を加速化するにあたり、国から民間事業者へBIMの導入に関する協力要請を行う等も考えられるが、その場合、分野を横断した複数の業界間での調整が行われず、各事業者による個別導入に留まることが想定される。そのため、本施策を通じて設計・施工・維持管理といったプロセスを横断してBIMを活用するための基盤整備を行うことがより効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>本事業の実施を通じて、建築分野におけるBIMの社会実装が加速化し、建築物・住宅の生産・維持管理に関する業務の「生産性の向上」及び建築物・住宅の「質の向上」が図られるとともに、建築物・住宅に関するデータの連携・蓄積・活用が進むことが見込まれる。これにより、施策目標である「住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する」の達成に寄与する。</p>
参考URL	<p>○建築BIM推進会議（令和元年6月国土交通省設置）</p> <p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html</p>
その他特記すべき事項	<p>○関連する閣議決定における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資 （2）DXへの投資 ⑧建築・都市のDX <ul style="list-style-type: none"> 建築物の形状、材質、施工方法に関する3次元データ（BIM: Building Information Modeling）、都市空間における建築物や道路の配置に関する3次元モ

デル（PLATEAU）、土地や建物に関する固有の識別番号（不動産ID）の活用を促進する。

○令和8年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

政策アセスメント評価書（個票）

<p>施策等</p>	<p>海外における水災害リスク評価実施普及のための経費</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>河川計画課国際室 室長 古市秀徳</p>
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>観測所設置等の大規模な整備を必要としない衛星による観測データの取得や予測、氾濫解析等の日本が優位性を持つ技術を活用し、観測等の体制が整っていないアジア太平洋地域の数か国の途上国（日本企業が進出している地域等）において、リスクマップを作成することで、水害リスク評価の実装及び普及促進を図る。 【予算要求額：100百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>4 水害等災害による被害の軽減 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>リスク評価及びリスクマップの作成（リスクマップの作成を行った対象国数：3か国・令和7年度）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ 近年、世界各地で集中豪雨による水関連災害が激甚化、頻発化しており、これらは気候変動の影響によるものと言われている。現状、アジア太平洋地域の途上国において、必ずしも水害リスクが適切に評価されているとは言えない。また、リスク評価を実施していないため、水害被害を受けやすい場所も明確には把握出来ていない状況である。水害被害を受けやすい場所等を示したリスクマップが一般に広く普及しているとは言えない中で、特に、日本企業が既に進出、または進出予定のアジア太平洋地域の途上国においては、日本企業の事業計画や立地選定にも影響を及ぼすこととなるため、各国の水害リスクの評価及びリスクマップの作成が必要である。当該施策の実施により、日本企業のアジア太平洋地域での水害リスク軽減に寄与するとともに、本マップ等が現地の治水計画の作成や企業の水害対策の検討に活用されること等を通じ、日本企業の安全な事業進出や事業拡大への貢献が可能である。</p> <p>ii 原因の分析 水害リスクを正確に示すためには、気象や地形の正確なデータと氾濫解析を行うためのノウハウが必要であるが、アジア太平洋地域の途上国ではそれらが十分であるとは言えず、進んでいない。</p> <p>iii 課題の特定 各国における予算上の問題から観測所の設置は容易ではなく、水害リスク評価等を行う上で必要となるデータが十分ではない。また、氾濫解析のノウハウもすぐに蓄積できるものではない。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術に関して、収集した</p>		

	<p>観測データ等を用い、アジア太平洋地域において洪水流出や氾濫解析、水害リスク評価、リスクマップの作成を行い、社会的課題の解決に向けこれらの取組が国際的な標準となるよう、評価・作成の手順等について整理を行うとともに、既存の二国間対話等を通じて他国への横展開を図る。</p>
国の関与	<p>各国の水防災分野に関する取組は、基本的に行政機関が管理しているため、各国の行政のニーズは民間では把握できない。相手国政府との調整を実施する必要があるとともに、対象国も多岐にわたるため、国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>世界各地で水関連災害が激甚化、頻発化している一方で、途上国では、水害対策が十分ではない国も多い。それは、水害リスクを正確に把握することが出来ていないことが理由として挙げられるため、本取組により、各国においても水害リスクの把握を通じて治水計画の最適化等に繋がるメリットが考えられる。水関連災害による被害を軽減することで、相手国の経済被害も抑えられることから（※）、相手国政府の協力を得ながら進めていけるものと考えている。その結果、海外進出する日本企業が現地の水害リスクを把握し、適切な事業計画や立地選定が可能となるだけでなく、現地の治水安全度の改善の可能性が高まることを見込まれることから、我が国の質の高いインフラ海外展開及び持続的な経済成長への寄与にも期待できる。</p> <p>（※）例えば、2011年タイにおける大洪水では現地の日本企業が浸水等で大きな被害を受けており、全体では約3.2兆円の被害額が、2019年日本における令和元年東日本台風では約1.9兆円の被害額が算出されている。都市部の洪水による経済損失は非常に大きい。</p>
代替案との比較	<p>観測所を設置し、水害リスク評価に必要なデータを収集し、水害リスク評価等を行うことを日本企業の進出先である相手国に求めても容易に進展しないことに比べ、我が国が、衛星を活用し、水害リスク評価等を行うことで、短期間で求める効果を得られるものとする。また、各国に代わり、水害リスク評価及び水害リスクマップを作成し、その評価・作成の手順等について整理し、共有することにより、各国及びその周辺国における水害リスク情報の実装・普及が促進されると考える。</p>
施策等の有効性	<p>令和7年度までに水害リスク評価及び水害リスクマップを3カ国で作成し、その評価・作成の手順等について整理・共有することにより、各国における水害リスク情報の実装・普及が促進され、各国に進出している約8,500社の日本企業の事業実施・拡大等や、将来的にはその周辺国での同様の効果への貢献が高まると考える。</p>
参考URL	
その他特記すべき事項	<p>成長戦略フォローアップ（令和4年6月7日） P65 Ⅲ. 経済社会の多極集中化 3. 企業の海外ビジネス投資の促進 （インフラシステム海外展開） 2022年4月の第4回アジア・太平洋水サミットでの「熊本水イニシアティブ」に基づき、ダム、下水道、農業用排水施設等による、流域治水を通じた水害被害軽減（気候変動適応策）と、温室効果ガスの削減（緩和策）を両立できるハイブリッド技術等を活用したインフラシステム導入を支援する。 事後検証シートによる事後検証を実施（令和7年度）。</p>